

1. 令和3年第2回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和3年6月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第60号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）
- 日程6 請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願書について
- 日程7 要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程7まで

- 日程8 議案第71号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程9 議案第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程10 議案第9号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第10号 議員派遣について
- 日程12 議案第6号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市 長 公 室 付 部 長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農 林 水 産 部 長	五 味 川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	郡 上 偕 楽 園 長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	佃 良 之	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	笹 原 克 仁	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	松 山 由 佳
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 係 長	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員各位におかれましては、6月11日開会以来、それぞれ御出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、報道のため撮影を許可しておりますので、お願いをいたします。

（午前 9時48分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人君、13番 田代はつ江君を指名いたします。

◎議案第59号から議案第61号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程2、議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてから、日程4、議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました3議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告書を朗読いたします。

令和3年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和3年6月23日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、人手不足、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用環境が低調であるため、雇用要件緩和の特例期限の延長により、企業立地の促進、雇用の拡大を図るための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からこれまでの実績について質問があり、平成28年度から令和2年度までの

5年間で12事業者が活用し、固定資産税相当額として合わせて1億9,010万5,000円を交付した。企業にとっての進出の動機づけであるとともに、販路拡大等のための工場や事務所の拡張に活用されている。引き続き、サテライトオフィス誘致や開発候補地への誘致の際に活用するとの説明がありました。

本条例は製造業対象で、重厚長大な設備投資を求める印象を受けるが、条例の名称を「立地」から「誘致」としてはどうか、また、各地域の商工会館の空きスペースの貸出しを行い、製造業以外のソフト業種の企業立地を支援してはどうかとの質問があり、対象業種は製造業のみならずサービス業、宿泊業、小売業、運送業といった郡上市の主要産業を対象とし、販路拡大や起業への支援を行っているが、条例の名称の変更については部内で協議するとともに、空きスペースの活用については郡上市商工会と相談するとの説明がありました。

制度に対しては異議はないが、本条例の適用日は令和3年4月1日となっており、今後、安易に遡りの適用が行われることが心配され、表現上は遡って適用する旨の文言も必要と思われるが問題はないかとの質問があり、適用日は附則において付記するものとして例規審査委員会において確認されており、表現上の問題はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年6月29日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、渡辺友三君。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和3年6月24日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いました。その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第60号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

審査に当たり、本議案は議案第61号と関連があるため一括議題として説明を求め、一括質疑の後、議案ごとに採決を行いました。

健康福祉部長から、主に待機児童となっている子どもたちの受皿となる事業についての改正として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関

する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するためのものであり、連携施設の確保が困難な場合は、家庭的保育事業において引き続き教育・保育が提供されるよう措置を講じるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から保護者の希望に基づき、引き続き必要な保育が提供される場合について質問があり、特定地域型保育事業の提供を受けていた3歳未満の子が保育園等に入園できない場合は、保護者の希望により、引き続きその特定地域型保育事業において保育を受けることができるものであるとの説明がありました。

連携施設の確保が著しく困難な場合について質問があり、保護者の疾病や障がいにより保育園等の連携施設へ通園させることができない場合であるとの説明がありました。

連携施設へ入れない子どもたちの保育の質の低下について質問があり、特定地域型保育事業は保育園等と連携しており、3歳時点で入園できなくても、その後、空きができれば優先的に入園できることになっているため、保育の質の低下にはつながらないとの説明がありました。

今後、特定地域型保育事業が開設される可能性について質問があり、待機児童となっている都市部の子どもたちの受皿的な施設であり、待機児童のいない郡上市においては、家庭的保育事業等を開設する予定はない。今後、疾病や障がいのある保護者からの希望があれば、保育士が家庭へ出向いて保育する居宅型保育事業について検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育士の確保、避難階段の構造及び自園調理への移行に関する改正など、所要の規定を整備するためのものであるとの説明を受けました。

本議案に関しては、議案第60号と関連しているため一括質疑を行い、議案第60号で経過報告をいたしておりますので、結果のみを報告いたします。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年6月30日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第59号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第60号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第61号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

◎議案第66号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程5、議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）を議題といたします。

ただいま議題としました議案第66号は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ君。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました1議案につきまして、令和3年6月22日開催の第2回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）。

総務部長から、美並町山田地内のくじ本自治会が実質上所有する市名義の土地をくじ本自治会に無償譲渡することについて説明がありました。

審査の中で、委員からくじ本自治会は認可地縁団体の手続はされているかとの質問があり、昨年手続を完了しているとの説明がありました。

また、保安林の登記面積に比べ地図上の面積が小さく見えるため面積に相違がないかとの質問があり、山林は実際の面積と字絵図上の大きさが合わないことがあるが、面積は登記簿を確認しているので間違いなしとの説明がありました。

市は自治会と一緒に境界の立会いを行っているかとの質問があり、旧来から自治会が所有している土地のため、美並村のときも立会いは行っていないと思われるが、境界の確認が難しいところがあれば立ち会っていきたい。円山住宅地内の土地はくいを打って確定している部分もあり、現地確認を行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年6月30日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第66号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第2号について(委員長報告・採決)

○議長(山川直保君) 日程6、請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願についてを議題とします。

ただいま議題といたしました請願第2号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番(兼山悌孝君) それでは、産業建設常任委員会の報告書を朗読いたします。

令和3年第2回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和3年6月23日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第2号 美浜原発再稼働に反対の決議を求める請願書。

紹介議員から、原発は耐震面の安全性が確保されていないこと、原子力規制委員会や地元自治体は実質的に規制をかけることはない状況であり、我々近隣自治体等、外部から声を上げるべきであること、発電自体は二酸化炭素を排出しないが、高リスクな放射性廃棄物は当然排出されること、建設、管理、廃棄、万一の場合のことを考えたとき、原発は全くローコストではないことといった説明がありました。

審査の中で、美浜原発3号機でひとたび災害が発生すれば、郡上市地域防災計画や岐阜県地域防災計画において想定されているように本市にも影響が及ぶものであるため、何らかの対応は必要であるとの意見や、地元自治体による再稼働容認の判断は尊重すべきものであるとの意見、国の再生可能エネルギーに対する取組状況、岐阜県内の他自治体や岐阜県の対応状況を確認する必要がある

との意見が出ました。

また、請願項目が再稼働に反対の決議をすることとなっている本請願の取扱いについて、6月23日に再稼働されたものの、必要なテロ対策施設が期限の10月25日までに完成しないため、4か月程度で運転停止となる予定であり、引き続き議論が必要であるとの意見が出ました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年6月30日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第2号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、継続審査であります、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎要望第1号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程7、要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望についてを議題とします。

ただいま議題としました要望第1号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、産業建設常任委員会の報告書を朗読させていただきます。

令和3年第1回定例会におきまして継続審査となっておりました要望1件につきまして、令和3年6月23日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と

結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

要望第1号 営農水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書について。

環境水道部長から、水道料金決定の基準については、水道法や地方公営企業法において公正妥当な料金であることと定められているとの説明がありました。

また副市長から、現時点における営農料金特例対象者に対する対応策として、農業振興の観点から、水道料金に対する手当としての補助や節水装置の設置に対する補助が考えられるが、対象者の利用状況や今後の新しい技術導入、農産物のブランド化、販路確保を踏まえた上での水源確保の重要性など、市の農業政策の一環として総合的に検討を行う必要があることから、一定の時間を要するものと想定をしており、特例期間が満了する令和5年3月31日までに結論を導きたいが、状況によっては特例期間を延長する可能性もあるとの説明を受けました。

本委員会では、3月12日の第2回産業建設常任委員会の管内視察において営農飲雑用水利用農家の意見を聞き、5月24日の第3回産業建設常任委員会において審査を行っており、今回説明を受けた内容を踏まえて、引き続き検討を行うことで意見が一致しました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年6月30日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上です。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、要望第1号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、継続審査であります、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、要望第1号は委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。議案第71号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について、議発第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について、議発第9号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議発第10号 議員派遣について、議報告第6号 諸般の報告について（委員派遣の承認）、以上4議案及び報告1件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議報告第6号までの4議案及び報告1件を日程に追加することに決定いたしました。追加日程につきましては、お手元に配付しておりますのでお願いいたします。

◎議案第71号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） ただいま日程に追加しました日程8、議案第71号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第71号をお願いいたします。

令和3年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計補正予算（第2号）の1ページをお願いします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ894万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億1,180万8,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りいたしました事業概要説明一覧表で説明をさせていただきますので御覧ください。

事業概要説明一覧表の1ページをお願いします。

まず、歳入からですが、15款国庫支出金でございます。社会福祉費補助金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（支援金）でございます。894万円の皆増でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活困窮者への新たな支援金制度創設による補助金の増額でございます。補助率としては10分の10で、単身世帯が270万円、2人世帯が264万円、3人以上世帯が360万円の計38世帯分でございます。

歳出下段の歳出をお願いいたします。

3款としまして民生費でございます。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業894万円の皆増でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活困窮者への支援金制度創設による増額でございます。社会福祉協議会が実施します緊急小口資金の特例給付を貸付限度額に達しているなどで、これまで以上の利用ができない生活困窮世帯の新たな就労や生活保護の受給へつなげるための支援金でございます。申請期間は7月1日から8月31日となっております。このため追加上程をお願いしまして、補正予算をお認めいただきたいものでございます。

内訳としましては、単身世帯が6万円掛ける15世帯の3か月分で270万円です。2人世帯は8万円の11世帯の3か月分でございます。264万円です。3人以上世帯につきましては10万円の12世帯3か月分で360万円ということで、合わせて894万円ということでございます。

以上御審議いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第8号及び議発第9号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程9、議発第8号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について及び日程10、議発第9号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

順次、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大坪一久君） それでは、議案を朗読させていただきます。

議発第8号

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月30日提出

提出者 郡上市議会運営委員長 清水 敏 夫

郡上市議会議長 山 川 直 保 様

提出理由

議員の本会議及び委員会への欠席事由に育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について、産前、産後期間に配慮した規定を整備するため、あわせて請願に係る署名押印の見直しを行うためこの規定を定めようとする。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条の欠席等の届出の部分ですが、「疾病、出産、その他事故のため欠席した、または早退しようとするときは」の部分の明文化のため、「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事情のため出席できないときは」に改めるものです。

2項としまして、「議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間前の日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」という期間を明文化するものであります。こちらについては、本会議の欠席事由になります。

91条の欠席事由ですが、こちらにつきましては委員会の欠席自由になります。

改正としましては、同じ改正になりますが、91条の「疾病、出産、その他事故のため欠席した、または早退しようとするときは」の部分「公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事情のため出席できないときは」に改めるものです。

2項としまして、「委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間前の日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」を追加するものであります。

2ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは請願の押印の部分に関するものです。第139条、「請願者の住所氏名、法人の場合にはその名称及び代表者の氏名を記載し、押印をしなければならない」という部分を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名または記名押印をしなければならない」に改めるものです。

2項としまして、請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名または記名押印をしなければならない」を追加するものです。

3項、4項、5項については2項が加わったことによる項ずれになります。

議発第9号

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

郡上市議会会議規則の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月30日提出

提出者 郡上市議会運営委員長 清水敏夫

郡上市議会議長 山川直保様

提出理由

議会における押印の見直しに伴い、委員会記録の押印を廃止するため、この条例を定めようとする。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第30条の記録の部分ですが、第1項に規定しておりました「署名または押印」の部分で「記名」に改めるものであります。

また、第2項の電磁的記録による部分につきましては、現在の郡上市議会の会議録の作成に合わせて、この2項を削除するものでございます。

それに伴いまして、3項が2項となり、3項にありました「前2項」を「前項」に改めるものであります。

以上であります。

○議長（山川直保君） ここで提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 清水でございます。

ただいま事務局長が朗読、説明をさせていただきました規則とそれから委員会の条例改正でございますが、説明していただいたとおりでございます。私たち議員の規則につきましては、私たち議員の欠席上の手続についてを今回新たに明文化して、細かく公務と疾病というふうなことと、また、出産その他の事項というものをもっと細かく出産、それから公務、育児、介護、看護、配偶者の出産補助、あるいはその他やむを得ない事情ということで、細かく今回表示させていただいております。

すので、こういった形で今後については手続をしながら会議に臨むということになります。議会もそうですし、それから委員会につきましても同様でございますので、今回明文化されましたので御承知おきをいただきたいと思います。

なお、これにつきましても、昨日の第6回議会運営委員会におきまして、全委員の方の賛同を得ましたので、今日、委員長名で出ささせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから条例の改正につきましては、これにつきましても会議録の記名等についていろいろと準備を進めておっていただいておりますが、委員会の場合には、今まで最後のところで委員長が署名押印をしておりましたけれども、今回改正をしていただければその署名押印はしないということになると思います、記名ということになります。

なお事務局レベル的には、委員長がこのことについて後からある程度確認ができるように、閲覧によってこのことを確認するというふうなことの手続も検討されているようでございますので、その辺のことも踏まえながら、この委員会の条例は、委員長の押印の廃止ということで御理解をいただきたいと思っております。

ちょっと申し忘れてましたが、一応規則の中で請願につきましては大事なことでございますので、この押印を廃止するというものではございませんけれども、個人と法人を分離したと、2項に分けたということでございます。

説明不十分かと思いますが、御理解と御協力いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑に当たっては議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議発第8号及び議発第9号の2議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

議案ごとに討論、採決を行います。議発第8号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第8号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議発第9号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第9号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議発第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第10号について(採決)

○議長(山川直保君) 日程11、議発第10号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。

お諮りします。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議報告第6号について(報告)

○議長(山川直保君) 日程12、議報告第6号 諸般の報告について(委員派遣の承認)を議題とします。

議会規則第106条の規定により委員長から別紙写しのとおり提出され、承認しましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

◎市長挨拶

○議長(山川直保君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から御挨拶をいただきます。

日置市長。

○市長(日置敏明君) 令和3年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月11日開会以来、本日6月30日に至るまで20日間にわたり、終始慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。

令和3年度の補正予算や条例改正をはじめ、本日追加提案をいたしました補正予算案に至るまで、多くの議案について御議決をいただき、誠にありがとうございました。それぞれの施策制度の適切な執行に努めてまいります。また、審議の過程でいただきました数々の御意見、御提案につきまし

ては、市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

なお、このたびの定例会において、円滑なワクチン接種に向け、市としても十分な体制で臨むことができるよう、議会日程等について多大な御配慮をいただきましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日の会議の冒頭でも申し上げましたように、7月5日からは65歳以上の皆様の2回目のワクチン接種を進めつつ、64歳以下の皆様に向けても接種日程、会場等の準備を行い、早期の対応に向かっていくことになります。

同時に今回コロナ経済対策として打ち出しました各取組を推し進め、地域の活性化と市民生活のサポート等を適切に対応してまいりたいと存じます。

いよいよ東京2020オリンピック競技大会が来月7月23日に開会式を迎える予定となっております。感染対策のため、観客数や応援の形など様々な制約ある中での開催となりますが、幾多の困難を乗り越え、57年ぶりに首都東京で開催されますことは誠に感慨深く存じます。オリンピック・パラリンピックは国外からの参加選手、関係者にとっても、また迎える国民にとっても安全に開催され、成功しますよう祈りたいと思っています。

郡上市にとりましても、コロンビア共和国及びマダガスカル共和国のホストタウン登録や聖火リレーの市内開催等は今後にとっても大きな財産であり、貴重な体験となったと考えております。両国の女子7人制ラグビーチームは、惜しくもオリンピック大会の出場とはなりませんでしたが、今後も交流がつながれていくものと期待をいたしております。

これから間もなくして梅雨も明け、本格的な暑さに向かっていくことと存じますけれども、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をしていただきながら、ますますの御活躍をされますよう祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（山川直保君） 令和3年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの議会となりましたが、6月11日からのこの20日間にわたりまして、条例の改正をはじめ、追加補正を含む補正予算など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただきまして、全議案を滞りなく議了とすることができました。これにおきましても議員各位の御協力によりますものと深く感謝申し上げたいと思います。

また、市長をはじめ執行部の各位におかれましては、全庁態勢で市民へのワクチン接種を進めていただきまして、大変御多忙の中ではありましたが、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいた

だき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から審議の過程や、そして一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

なお、代表監査委員におかれましては、本会議へ出席をいただきまして誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと行っていただき、健康には十分御留意をされ、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第2回郡上市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

（午前10時42分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員